



第二次世界大戦前における「植民地」言説を巡る一考察

木村, 幹

(Citation)

国際協力論集, 28(2):103-135

(Issue Date)

2021-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81012505>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012505>



第二次世界大戦前における「植民地」言説を巡る一考察

木村 幹*

はじめに

英語の文献では、日韓併合のことを「アネクセーション」(annexation)と表現する。これは「植民地化」を意味する「コロナイゼーション」(colonization)とは概念が異なる。

前者は従属関係ではなく対等という意味合いであるが、後者には征服や略奪が伴っている。

前述したように、日韓併合について、ほとんどの英語文献では「アネクセーション」と書かれている。韓国、台湾併合時代に、帝国大学がそれぞれ韓国と台湾に設立されていることから、植民地支配ではなく併合であったことは明らかだろう¹。

慰安婦問題や徴用工問題、更には歴史教科書問題や靖国参拝問題。所謂「過去の歴史」を巡って対立する両国の議論において、その根幹を占める議論の一つがそもそもの日本による朝鮮半島支配をどの様に考えるかである。韓国憲法前文の文章に典型的に表れている様に、韓国においては日本による朝鮮半島支配は、正当な国際法的手続きに反した違法なものであり、故にその支配は法的には無効である、という理解が公式のものとなっている²。

この様な韓国における日本植民地支配に対する理解、即ち、「日本植民地支配違法論」、が直截に反映されたのが、2018年10月における徴用工問題における韓国大法院（日本の最高裁判所に相当）の判決³であった事は言

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

うまでもない。慰安婦問題における「強制連行」を巡る議論においても、徴用工問題においてと同様に、そもそもの日本の植民地支配が違法である以上、いかなる形での動員も法的に無効な「強制」である、という議論が、韓国では根強く為されている⁴。教科書問題においても、1982年の第一次紛争を筆頭に、植民地支配の法律的位置づけを巡る議論が繰り返され、1995年には当時の村山富市首相の「日韓併合条約は、当時の国際関係等の歴史的事情のなかで、法的に有効に締結され、樹立されたものと認識している」という国会での答弁⁵が、韓国政府・世論から激しく糾弾される、という事件も起こっている。これらに見た様に、日本の植民地支配の法的性格を巡る議論は、両国間の歴史認識問題の言わば「基層」とも言うべき重要な位置を占めている⁶。

そして、今日、この日本における朝鮮半島の植民地支配を巡る議論に関し、今度は日本側で新たな変化が生まれている。即ち、それは冒頭に引用した発言に典型的にみられる様な、「そもそも日本の朝鮮半島支配は植民地支配ではなかった」という言説の広まりである。とりわけこの様な言説は、所謂「嫌韓本」として知られる韓国に対する否定的な著作において顕著であり近年、これに関わる一般書が多数出版される事となっている⁷。

加えてこの様な理解の広まりは現実の被害さえ生み出している。例えば、神奈川県が設置した、相模ダムの建設工事で亡くなった朝鮮半島出身者らを追悼する石碑の看板が損壊

された事件では、「当時植民地であった朝鮮半島」という文章の「当時植民地であった」という部分が傷つけられるという事態が起こっている⁸。

この様な言説は今日では、朝鮮半島における日本の支配のみならず、台湾や関東州、更には南洋群島や南樺太への支配に対しても向けられるようになり、一種の「日本支配特殊論」を形成することになっている。そこでの議論は、次のように要約できる。

西洋列強による植民地支配は現地住民を差別し、彼等から経済的な収奪を行う事を目的とするものであった。しかしながら、日本による朝鮮半島や台湾等への支配においては、西洋列強が現地住民に対して行った様な差別は行われず、日本人は現地人を対等に扱った。積極的な投資の結果として日本の統治は財政的に赤字となり、逆に現地では人口増加や経済発展がみられる事となった。以上の様に日本の朝鮮や台湾等に対する支配は、西洋列強の支配とは全く異なるものであり、これを植民地支配と呼ぶ事はできない、と。

勿論、言うまでもなく、この様な議論には致命的な問題が大きく二つある。一つは、その議論の論者達が日本の朝鮮半島や台湾に対する支配の実態を正確に理解していない事である。例えば、朝鮮半島や台湾等においては、帝国憲法は全面的には施行されず、故に現地の住民には国政参政権等は与えられなかった。義務教育は朝鮮では最後まで行われず、台湾でも統治末期に導入されたのみであり、日本軍への志願すら朝鮮人は1938年、台湾

人は1942年まで、王公族や極めて少数の士官学校出身者といった例外的な人々を除けば不可能であった。これらの地域においては施行された法律も内地とは異なっており、内地と同様の支配が行われた、というのは明らかに無理がある。

もう一つの問題は、この様な議論をする人々が、比較の対象となるべき西洋列強による植民地支配の実情を正確に理解していない事である。15世紀や16世紀、スペインやオランダがアジアやアメリカ大陸に進出を始めた時点とは異なり、19世紀の西洋列強は自らの植民地への活発な投資を行い、結果として、植民地と宗主国の財政的関係は宗主国側が財政的に赤字になるのが常態になっていた⁹。この様な宗主国による活発な投資の結果、19世紀後半には多くの植民地で急速な人口増加と経済成長が見られる事となっている。冒頭に引用した文章で触れられている高等教育機関の設置もインドやインドネシア等多くの植民地で見られ、そこに日本による朝鮮半島や台湾等に対する支配との大きな違いは見られない。そしてそれは当然であった。後に詳しく論じる様に、日本の朝鮮半島や台湾等に対する支配は西洋列強による19世紀後半以降の植民地支配の実態を調査し、忠実に模倣した結果行われたものであり、だからこそそこには当然、相違点より遥かに多くの類似点が存在したのである。

これらの問題については、筆者も過去に幾つかの文章で言及した¹⁰通りであり、日本の朝鮮半島や台湾等への支配に、西洋列強の支

配との決定的な違いを見出だし、これを植民地ではなかった、というのはほぼ不可能だと言える。しかしながら、それなら何故、日本においては、客観状況に明確に反してまで、自らの朝鮮半島や台湾等に対する「植民地」である事を、否定する言説が生まれ、広がるようになったのだろうか。

言うまでもなく、この様な我が国における朝鮮半島や台湾等に対する「植民地」否定論の起源は、第二次世界大戦以前に遡ることができる。そして実際、今日朝鮮半島や台湾等に対して向けられている「植民地」否定論は、それが植民地に対する定義を明確に置かない事、また西洋列強の植民地支配に対する詳細な検討を行わずに行われている事等において、戦前の言説に極めて類似したものになっている。

それではそもそもこの様な日本における朝鮮半島や台湾等に対して「植民地」である事を否定する言説は、第二次世界大戦以前にどの様にして生まれ、流布されていく事になったのだろうか。本稿ではこの様な問題意識の下、「言説としての植民地¹¹」の歴史について考えていく事にしたい。

第1章 初の「植民地」としての台湾

さて、朝鮮半島や台湾等における「植民地」言説を考える上で、まず重要になるのは、1895年、日清戦争終結の為に締結された下関条約にて割譲された台湾について、当時の日本人がどう考えていたかである。周知の様

に、通常、第二次世界大戦以前の日本の領土については、1889年の大日本帝国憲法発布以前までに領有されていた本州・北海道・九州・四国をはじめとして、沖縄や千島列島を含む地域を「内地」とし、それ以降に獲得された領土を「外地」として扱う事が法的には通常になっている¹²。つまり、1895年の台湾領有は、ここで「外地」に分類される領土の最初の獲得事例であり、当時の人々がこの新たに獲得された領土を「植民地」として考えていたか否かは、当時の日本における「外地」を巡る議論の出発点となる。

この点についてまず前提となるのは、そもそも下関条約締結の時点の日本政府には、これにより獲得した台湾にどのような統治体制を引くかに関する確固たる計画がなかった事である¹³。だからこそ、当時の日本政府は台湾について、どのような統治体制を引くか、つまりは本州等、内地と同様の統治体制を引くか、それとも西洋列強の植民地支配の様に、本国と全く異なる統治体制を引くか等を、下関条約締結後、試行錯誤しながら決めていく事となる。

この台湾統治の設計過程においては様々な意見書の取りまとめや調査が行われたが、結果として打ち立てられたのは、台湾総督に行政権のみならず立法権や司法権、更には軍隊の指揮権等の広範な権力が与えられた、内地とは全く異なる体制であった。背景には、日本による台湾統治が現地住民の激しい抵抗の中開始された事、それにより内地と同様の支配体制を打ち立てる事が困難だった事があっ

た。だからこそ、日本政府は総督に天皇の現地代理として権力を集中させた、一種の非常体制を引く事となったのである。このような台湾統治における総督への権力集中、その中でもとりわけ総督に立法権が与えられた事は、大日本帝国憲法により定められた帝国議会の立法権を侵害するものであるとして、その後も度々大きな憲法問題となる事となっている。

重要な事はこうして結果的にはあるにせよ、台湾において内地と全く異なる統治体制が引かれた事である。さて、それではこのような台湾の統治体制について、当時の人々はこの様に考えていたのだろうか。例えばこの点について、台湾において民政局長をも務めた後藤新平は後に当時の状況を振り返って次のように述べている。

明治二十七八年の役に於て台湾占領の当時植民政策に関する日本国民の観念と云ひますか、又は所信と言ひますか、日本国民の思想と言ひますか、是がどんな程度であつたか、即世界の植民問題と言ふ点につき我國民の知識は如何なる程度であつたか言ふことを追懐すれば今日とは大変な相違があります。[中略]伊藤侯爵さへも此事に付ては能く考へられて居らなんだ、従前なる植民政策の成竹なかつた。而して台湾領有が日本植民政策の海外発展の初歩と申して宜いので、其以前にはわずかに内地植民（アンシーデルング）と云ふことがあつたようであります（即ち北海道の如きものは其一つの例であつたのでありま

す)¹⁴。

注目すべき点は二つある。一つは自らが台湾統治の第一線に当たった後藤が、台湾を明確に「植民政策」の対象、しかもその日本にとっての「初歩」であると認識し、「内地」とは区別して考えていた事である。つまり、仮にここでいう「植民政策」の対象が、即ち「植民地」であるとするならば、後藤は台湾を「植民地」と見做していた事になる。

二つ目に注目すべきは、後藤が台湾と「内地」の間に「内地植民」という概念を置き、その一例として北海道を挙げている事である。この様な後藤の考えの背景にあるのは、「内地と外地」と「植民政策の対象と主体」とでも言うべき二つのベクトルである。即ち、統治体制が本州等と同一或いは類似しているという意味では北海道は「内地」であると言える。しかし、それがフロンティアとしての性格を持ち、移民等を伴う「植民政策」の対象であるという意味では、北海道は「植民地」的性格をも同時に持っている事になる。だからこそ、この理解によれば、台湾が「外地植民地」であるなら、北海道は「内地植民地」だという事になる。

この様な台湾領有当時の日本人の「植民地」或いは「植民政策」に対する考え方を典型的に表しているのは、1896年に設置された拓殖務省の存在である¹⁵。この拓殖務省の設置に当たっては、台湾のみを管轄する目的でわざわざ一省を設ける事が批判的となり、結果、同省の職務は台湾のみならず北海道にま

で広げられる事となっている。この拓殖務省は翌1897年に廃止され、職務は内務省に移される事となるが、その後1929年に設置された拓殖省では、この間に領土となった朝鮮半島等が管轄対象となる代わりに、北海道が管轄対象から外されている¹⁶。その事は、当時の日本人における「植民政策」とその対象の理解が、揺れ動いていた事を意味していた。

言い換えるなら、その事は日本人の「植民政策」そしてその対象としての「植民地」の議論が、1895年の台湾領有により本格的にはじまり、それから次第に確立されて行った事を意味していた。例えば、新渡戸稲造は「即ち殖民なる熟語は日本で造ったものである。文字は支那より借り、思想はヨーロッパより借りて来たものである」と述べた上で、「植民地」について次のように整理する。

植民地の語は最も広義に用ひらるる時は、何等領土の觀念を含まず、人の概念のみについて、例へば布哇は日本人のコロニーであるとか、横浜の西洋人のコロニーなどと言ふことがある。之らは ethnic colonization (民族的植民) と呼ばるるものであつて、植民地の範圍を脱するものである。

又植民地なる語を最狭義に用ふるときは、新領土中本国の住民が定住固着する所のみを言ふ。本来の植民 (colonization proper) 即ち settlement (居住地) の意味である。

以上広狭両義の中間を採つて、我輩は植民地とは新領土なり、と定義する。科学的には正確ではないかも知れぬが、政策的即ち實際

に応用するには之で十分である。いはゆる実用的定義 (practical definition) である。

「新」とは「新たに得たる」ことである。何が新しく、何が旧いか、新旧は之に対する人の主観による区別である。新といふ印象を有する間は新である¹⁷。

「新という印象を有する間は新である」という文章からは、後藤同様、新渡戸もまた、自身も勤務した経験のある北海道と、新領土である台湾の間を如何にして区別するかに苦労したかがわかる。

この様な新渡戸の議論の試行錯誤の背景にあったのは、台湾の統治制度がその実態として、北海道を含む「内地」と大きく異なったという制度的理由と併せて、既に日本国内において、新領土である台湾を「帝国初の植民地」であるとする理解が広まっていたことである。例えば1896年、朝日新聞は台湾に係る予算編成に関して次のように報じている。

三十年度予算編成の時期切迫せる時に当りて大蔵大臣の引退し其後任者なきため取分け困難を極むるは拓殖務省なり同省の新版図台湾を管轄するを以て三十年度に於ける政費の増加するは最も多額なり殊に我帝国が植民地を所有せしは台湾を以て嚆矢とするより世界各国は我日本が此新植民地に関する施政如何と環観して之に留意する有様あり其施政の是否は直ちに我日本の国威国光に関係すると尠少ならざれば拓殖務大臣及び台湾総督は此台湾の施政に就て特に充分なる責任と注意とを

以て日夜刻苦計画し漸く其予算編成略結了せんとす [以下略]¹⁸

台湾は我が日本の初の「植民地」であり、故にその統治に世界各国の注目が集まっている。即ちそれは台湾領有により、日本が遂に西洋列強と同じく「植民地」を有する列強の位置に就いたという事を意味しており、台湾が「植民地」である事には、明らかに積極的な意味合いが与えられていた。だからこそ日本政府もこの新たに獲得した領土が「植民地」であるという前提の下、西洋列強の「植民地」支配に関する調査を行い、「列国の植民制度中長所あれば漸次台湾に施行する¹⁹」事となって行った。それ故、当時の政治家や官僚、更にはマスメディアや研究者も台湾に対して「植民地」という語を用いる事を躊躇しなかった。時代は「新帝国主義」の真ただ中であり²⁰、「植民地」という言葉には否定的意味合いよりも遥かに多くの肯定的意味合いを与えられていたからである。

それではこの様な日本人の「植民地」に対する認識は、その後どの様に整理されていったのだろうか。次に韓国併合以後の日本人の「植民地」認識について、植民政策研究者の議論を中心に見ていく事としよう。

第2章 植民地政策研究者に見る「植民地」の定義

既に後藤新平や新渡戸稲造の例に見た様に、台湾領有から暫くの間、早い時期の日本

人の「植民地」認識は曖昧模糊としたものだった。新渡戸が挙げた「植民地」としてのハワイや横浜の例に典型的に見られた様に、そこに存在したのは、日本、そして西洋列強が有する「植民地」の存在と、「植民政策」或いは「植民」の対象としての場所としての「植民地」との間の、概念の矛盾とも言える状況だった。「植民地」或いはその原語に当たる西洋諸語の単語は、そもそも本国からの「移民」と深い関りを持っていた。しかしながら、この時点においては、これらの諸国においても母国からの移民に適さず、大規模な移民が行われていない地域にも「植民地」に相当する語を使うのが当たり前状況になっていた。

とりわけ日本が台湾等の統治において参考にした、西洋列強のアジア・アフリカ等における「植民地」では、大規模な移民が行われない一方で、少数の宗主国人が多数の現地人を支配する「植民なき植民地」とでも呼べる状況が大半を占めていた。他方、世界にはブラジルやハワイの様に、移民側諸国が何等の特別な政治的権利を有さないにも拘わらず、現地にて大規模な移民が行われている「植民地外での植民の対象地」というべき地域も存在した。

この様な矛盾する「植民」や「植民地」を巡る我が国の議論において、初めて本格的な整理を試みた人物は山本美越乃であった。1903年京都帝国大学を卒業し、大阪高等商業学校、山口高等商業学校の教授を歴任し、京都帝国大学教授に就任した山本は、1920

年『植民政策』にて、次のような植民地の定義を提示している。

植民地とは斯かる本来の国土外に於て新たに国家の領有したる土地にして、国法上之を本来の国土と同一に取扱ふことなく特別の方法に依りて統治する地方を称す、但し茲に注意すべきは假令国家が其の本来の国土外に於て新たに土地を領有し、且之に対して特別の統治を行ふも、若し国法上に於て明かに該地位を分離す可からざるものと定め、以て本来の国土の一部中に加ふる時は固より之を植民地と看做すことを得ず。何となれば斯かる場合には単に一国内の地方に特別の必要上特別の統治を行ふというに過ぎず²¹ [以下略]

さて、この山本の定義の特徴は、それまでの日本の植民政策研究者の「植民地」に関する定義が移民や経済政策等の統治の実態に着目して行われたのに対し、当該地域において施行される法体系の在り方からアプローチした事だった。しかしながら、この様な山本の定義は、他の植民政策研究者には、必ずしもそのままの形では受け入れられなかった。例えば、同じ時期東京帝国大学で教鞭をとっていた矢内原忠夫は、山本の定義を引用した上で、次のように自らの定義を示している。

植民的活動の行はれるところが植民地である。故に植民の本質を如何に解釈するかによりて植民地の概念も異なる。苟くも社会群の移住に伴ふ社会的経済的活動のある地域は之

を其社会群の植民地といふを得べく、其地域が政治的にいつれの国家の領土に属するやを問はないであろう。[中略]植民地の概念を[山本の様に]かく形式的に定る場合にも、之を厳格なる意味に於ての国際法上の領土に限定せず、何等かの政治的従属関係の下に本国の特別統治に限する地域を凡て含むものとせらるべきである²²。

さてここで明らかなのは、矢内原の定義が、一見山本の議論を否定するかに見えて、実は山本の議論を基礎として、これを拡張する形で行われている事である。即ち、矢内原は山本が「植民地」であると定義する「植民地とは斯かる本来の国土外に於て新たに国家の領有したる土地にして、国法上之を本来の国土と同一に取扱ふことなく特別の方法に依りて統治する地方」— 矢内原は、それは結局、新渡戸が言う「新領土」の事だ、とする — が「植民地」である事は当然とした上で、加えて、統治する側の国が実質的な政治的権力を自らの領土においてと同様に揮う事の出来る「属領、保護地、租借地及び委任統治地域」をも、「植民地」の範囲に含むべきだと主張したのである²³。

その背景に存在したのは、日本の「植民地」の範囲を厳密に「国際法上の領土」に限定した場合、中国からの租借地である関東州や、国際連盟からの委任統治領である南洋群島がここから外れてしまう可能性があった事である。当時の国際法の議論においても、租借地や委任統治領が行政権を持つ国家の「領土」

ではない事は明らかだったから、矢内原はこれらを「植民地」及び「植民政策」の対象として含める為に、山本の定義を取って拡張して用いた訳である。

さてこの矢内原による定義の調整からも明らかな様に、当時の植民政策研究者の議論における「植民地」の定義の前提には、台湾・朝鮮・南樺太に加えて、租借地である関東州や国際連盟C式委任統治領であった南洋群島もまた「植民地」に分類されなければならない、とする当時の日本社会における一般的認識が存在した。言い換えるなら、当時の日本においては、これらの地域は全て「植民地」である、とする理解が既に一般に流布されており、同様の「植民地」という用語の使用が日本政府においても当たり前の様に行われていた。

例えば、大蔵省においては、内地のそれと区別される、朝鮮総督府や台湾総督府、更には樺太庁等の予算は一括して「殖民地特別会計」という名で扱われており²⁴、その他政府各所ではこれらに勤務する官僚の取り扱いが「植民地」官僚²⁵に対するものとしてまとめられ、その法令も「植民地」法令という形で整理されていた。内務省はこれらの地域について『殖民地要覧』或いは『殖民地便覧』を作り毎年発行し²⁶、文部省は「外国人及殖民地人學生ニ關スル件」という名の通達を出して、全国の中等学校や高等学校に対し「殖民地人學生」の取り扱いについて一括した指導を行っていた²⁷。進んで日本政府は時に1921年以来、「植民地長官」を集めた会議すら開

催するに至っている²⁸。

だからこそ、山本や矢内原といった植民政策研究者は、この現実に見合った形で「植民地」の定義を打ち出さなければならなかった。事実、矢内原は先立つ著作では、植民地の定義を「即ち狭義の植民地、植民的保護地及び租借地を併せ称す」としていた²⁹のを、先に引用した後の著作では既述の様に「属領、保護地、租借地及び委任統治地域」と改めている。この改訂が新たに日本が委任統治する事となった南洋群島を、「植民地」の定義に含める必要に迫られた結果である事は明らかである。

第3章 1920年代朝鮮半島における「植民地」言説

とはいえその事は、この当時において日本によるこれらの地域の統治が「植民地」に対するそれである事を否定する言説が皆無であった事を意味しない。例えば、台湾への統治については、それを開始するに当たってこれを「植民地」として内地から切り離された地域として扱うか、それとも内地とは明確に異なる「植民地」として扱うかを巡る論争が存在した³⁰。この様な議論の中、現地勢力が猛烈な抵抗運動を展開した結果、台湾では総督に権力の全てを集中させる体制が打ち立てられる事になったのは既に述べた通りである。これにより台湾は、山本の言う「特別の方法に依りて統治する地方」、つまり「植民地」と定義されるべき存在に「なった」事になる。

この様な新たな支配領域を「植民地」と看做すか否かを巡る議論は、1910年の韓国併合により日本領土となった朝鮮半島を巡っても展開された。既に台湾について、これが「植民地」である事が当然視されていた状況の中、朝鮮半島においてそれが「植民地」であるか否かが問題となったのは、それが大韓帝国という国家を「併合」する形で行われたからであり、この「併合」にどのような意味合いを見出だすか、が議論された。

本稿冒頭に引用した文章に典型的に見られた様に、この「併合」という言葉については、現在においてすら特殊な意味合いを以て論じられる事がある。しかしながら現実には、英語にて Annexation と翻訳される「併合」という用語は、アメリカによるハワイ王国の併合や、フランスによるタヒチ王国やマダガスカル、メリナ王国、カリブ海のリーワード諸島等の併合など、多くの先行事例において使用されており、その中には明らかに、「併合」後に「植民地」として扱われた地域が数多く含まれている³¹。「武力による併合」という用法も存在し、本項冒頭に引用した文章の様に、「併合」という用語自体に、単なる領土編入の意味合いを持たず事は不可能であった³²。

そして同じ事は国際的な意味合いにおいてものみならず、日本語或いは日本史上の意味合いにおいても同様であった。そもそもこの「併合」という用語は、先立って存在した「合邦」という用語の意味合いを嫌ってこの時期作られた造語であると言われている³³。この「合邦」という用語は、樽井藤吉が自らの著書『大東

合邦論』(1893年)³⁴で用いて後、人口に膾炙するようになったものであり、そこで想定されていたのは、日本と韓国が全く対等の立場で合一し、完全な統一国家を形成する事であった。樽井は両者の関係が同等となる事を重視し、それ故この新生国家の国名には「日本」や「朝鮮」を用いる事は不相当だと考えた。だからこそ彼はこの新生国家に「大東」という新たな名を与え、自らの著作にも『大東合邦論』という表題をつけたのである³⁵。この様な樽井の「合邦」の思想が後に、一進会³⁶による「韓日合邦建議書」に繋がる事はよく知られている。

しかしながら、現実の日本による朝鮮半島の領土編入はこの様な日韓両国の対等な合一とは程遠いものであった。だからこそ当時の日本政府は、この領土編入において、両国が対等の関係で合一するニュアンスを持つ「合邦」という語を嫌い、新たに「併合」という用語を持ち出した事になる³⁷。

さて、にも拘わらず、朝鮮半島が植民地であるか否かが「併合」との関係で議論されたのは何故か。この点については、当時の実際の議論の内容がどの様なものであったかを見れば分かり易い。この点については、京城帝国大学設置以前における朝鮮半島における最高教育機関の一つであった京城高等商業学校にて、やはり植民政策学の講師として教鞭を取った板橋菊松が、自らの著書『最近植民地問題研究』³⁸にて、自らも参加した論争について詳しく記している。以下、この板橋の著書に基づき、当時の状況を具体的に見て行く

事にしたい。

板橋が参加した論争のきっかけとなったのは、京城日報社の西疇子による「不都合なる称呼」という表題の論説であった。板橋によればそこでは西は次のように論じたという。

朝鮮を呼んで植民地と称する者あり、是れに実不都合なる称呼にして内鮮融和の障碍ともなれば、深く察すせざる可からず [中略] 本来独立せし両国が一国となりて一方より他方に移住する者あるが為に之を植民地と称するべしとせば、朝鮮よりして内地を指して植民地を呼ぶも亦必ずしも妥当を欵かざるの理あり³⁹。

注目すべきは西が朝鮮に対して「植民地」という語を用いる事が不適切である事の理由を、「内鮮融和の障碍」となる事から説明している事である。即ち、朝鮮半島を「植民地」と呼ぶ事は、「内鮮」つまり内地と朝鮮半島の間にわざわざ懸隔を設けるものであり、故に両地域の人々の融和に障害となるが故に不可である、とするのである。

この様な西の議論は、当時の朝鮮半島を代表する高等教育機関にて植民政策学を講義する板橋の強い関心の的となったようであり、彼はこれに対して反論を行う事となった。因みにこの時点で板橋は大学を卒業して間もない22歳であったから、この論争は彼が京城に赴任してすぐの出来事であった事になる。彼はこうして「朝鮮新聞紙上に」「朝鮮は我國の領土内植民地なり」という一文を掲載し

て自らの反論を公表する事になったのである。板橋はここで「抑も植民地とは一国の国民の一部が本国外に移住し本国の統治権に従属して而も本国と異なった特別の方式によって統治される新領域およびこれに準ずる地域を云う」という、山本や矢内原とほぼ同じ定義を紹介した上で、西の議論を単に移住即ち「植民」が行われている否かによってある地域が「植民地」であるか否かを判断しようとする「常識的植民地論」に過ぎないとして厳しく批判し、退けた⁴⁰。

この様な板橋の反論は、当時の朝鮮半島において一定の反響があったらしく、この議論に対しては複数の「質問的反駁」が加えられる事となった。「質問的反駁」を公開したのは、朝鮮殖産銀行の調査役を務めていた中島司と、報知新聞京城特派員であった長野直彦であり、前者はこれを当時朝鮮総督府の機関紙的立場にあった京城日報紙上で「板橋氏の垂教を仰ぐ」という表題の論説で、後者は朝鮮新聞上にずばり「板橋氏に質す」という表題の論説を掲載して各々これを行った。比較的素朴な「常識的植民地論」に依拠した西の議論とは異なり、「朝鮮の名士」と板橋自身が認める両者の「質問的反駁」はより詳細なものであり、板橋はこれに対して丁寧な再反論を行う事となっている。

この様な中島と長野の見解は、当時の朝鮮半島在住の日本人の「朝鮮植民地否定論」を集約したものであり、とりわけ日本による朝鮮半島で枢要の金融機関としての地位を占めた朝鮮殖産銀行の中島の反論は、極めて詳細

なものとなっている。板橋は両者の議論を次のようにまとめている。少々長いがその要約の全文を見てみる事にしよう。まず中島について板橋は次のようにまとめている

中島氏の質問的論駁の要点を列举すると、一) 植民或いは植民地と云ふ言葉の意義を正確に学術的に一定する事が出来るか否うか、二) 朝鮮に来て居る内地人の多数は果たして永久に内地に復帰する意思を有せず其の骨を朝鮮に埋むる決心を有して居るであろうか、三) 我が国の拓殖局が朝鮮を植民地と看做し国民の大部分が植民地と思つて居るから朝鮮は植民地に相違ないと断言は出来ないでは無からうか、四) 日本が朝鮮と国を併せた当時の精神と朝鮮に対する施政方針は、朝鮮を植民地たらしむるに在つたか植民地たらしめんとするに在つたか、又た朝鮮は現在果たして日本の植民地たる要素を備へて居るか、五) 英国は其の本国外の所有を分ちてドミニオン(中島氏は斯く発音して居る) 印度及びブクラン・コロニーの三種にしているが、加奈陀も濠集も印度もジブラルタルも香港も総て一律に植民地を以て遇して居らぬ、朝鮮も植民地で無いと云へば謂われる事は無いであろうか⁴¹。

ここにおいて中島がわざわざ「拓殖局が朝鮮を植民地と看做し国民の大部分が植民地と思つて居る」と触れている事は興味深い。これにより、中島もまた朝鮮を「植民地」と看做す考えの方が当時の常識であった事を認め

る形になっているからである。

次に板橋は長野の議論について次のように要約する。長野に対する要約が中島に比べて短いのは、彼の朝鮮における経歴が中島より短く、その反駁が詳細には及ばなかった事を意味している。

長野氏の質問的論駁の要点を列挙すると、一) 朝鮮は琉球の如く本国の一部と看做すべく朝鮮を指して本国外と称すべきで無いと信じるが、何如であろうか、二) 現在、朝鮮が特別の方式に依つて統治されて居るから植民地である将来此の特別の方式が撤廃されるに至らば植民地の名称も撤廃されるものと解すべきか、三) 独逸はアルサス及びローレンを植民地と呼んで居るか、又た英国は愛蘭を植民地と看做しているか⁴²。

両者の議論は結局、朝鮮半島が植民地ではない事の根拠を、大きく次の三つに置こうと試みている、と言える。即ち、第一に「植民地」そのものの定義への疑義或いは他国での使用例の確認であり、第二に移民或いは植民の有無、そして第三に韓国「併合」に伴う日本の朝鮮半島政策方針の特殊性である。

最初に重要なのは、ここにおける第三の議論、つまり韓国「併合」に伴う日本の朝鮮半島政策方針の特殊性である。中島の議論に見られる様に、この議論は時に韓国「併合」の精神、つまりはこれに際して出された明治天皇の詔勅の内容と結びついている。この詔勅で明治天皇は次のように述べている。

韓国陛下及其の皇室各員は併合の後と雖總統の優遇を受くべく民衆は直接朕が鎮撫の下に立ちて其の康服を増進すべし産業及貿易は治平の下に顕著なる発達を見るに至るべし⁴³。

つまり中島や長野は、この様な精神によって行われる日本による朝鮮半島統治が西洋列強の「植民地」支配と同じである筈がない、としたのである。先に述べた朝鮮半島における早い時期の「植民地」否定論が、「併合」とは何かを巡る議論と結びつくのはこれこそがその理由である。

他方、ここにおける中島や長野の議論においては朝鮮半島の植民地支配を日本統治による経済発展や、現地住民に対する権利や教育機会の付与等に注目するなどして、西洋列強との違いを強調し、日本は朝鮮半島を内地と同様に支配したとする主張は未だ見られない。寧ろ彼らは逆に、朝鮮が、西洋列強の植民地同様「特別の方式に依つて統治されている」現実を素直に認め、その上で自らの「植民地」否定論を打ち立てようと試みている。

板橋はこの両者の議論に対して、第一の植民地の定義については西洋列強の使用例や国内外学会での事例を紹介しつつ否定し、第二については西の議論に対してと同じく「常識的植民地論」であり議論するに足りないとして退けた。そして残る第三の点については、植民地に対する学問的な定義は、その政策の実態に則して行われるべきでありそこに支配者の意図を読み込むことは誤りである、としてやはり否定するに至っている⁴⁴。

さて、この板橋の記録からわかる事は二つある。第一は、例えば後藤新平が統治に臨んだ1890年代の台湾においては異なり、板橋が京城商業学校で教鞭を取った1920年代の朝鮮半島においては、現地の日本人エリートの中に、朝鮮半島が「植民地」である事を否定しようとする言説が一定の範囲で存在した事である。その事は即ち、この四半世紀の間に、日本における朝鮮半島や台湾等に関する議論に変化が起りつつある事を意味している。第二に重要なのは、しかしながらこの時期の「植民地」否定論が、極めて素朴な一板橋の用語を使えば「常識的な」内容しか有していなかった事である。

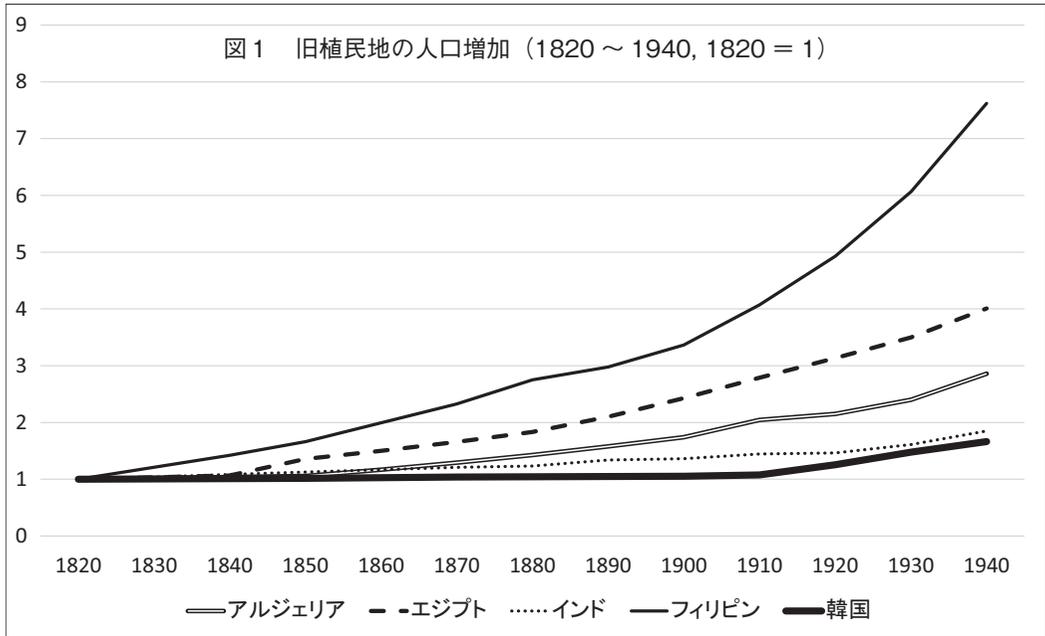
その事は言い換えるなら、この時期の「植民地」否定論の内容が、例えば今日や総力戦期の議論とは大きく異なっていた事を意味している。この点について簡単にまとめるなら次のようになる。1890年代、日本が台湾を領有した時点においては、台湾を「植民地」として支配する事は、日本が西洋列強に並んだ事を意味するものであり、故に台湾が「植民地」である事は肯定的な意味を有していた。つまり、そこで目標とされたのは、西洋列強と同等の水準の支配を行う事であり、だからこそ台湾領有に際して、日本政府は西洋列強の「植民地」支配の例を調査、学習し、これに模倣する形で統治を行った⁴⁵。

日本が西洋をモデルとして支配の在り方を打ち立てたのは、1910年の韓国併合においても同様であった。例えば、台湾や朝鮮半島で教育制度の整備に当たった幣原坦は自らの

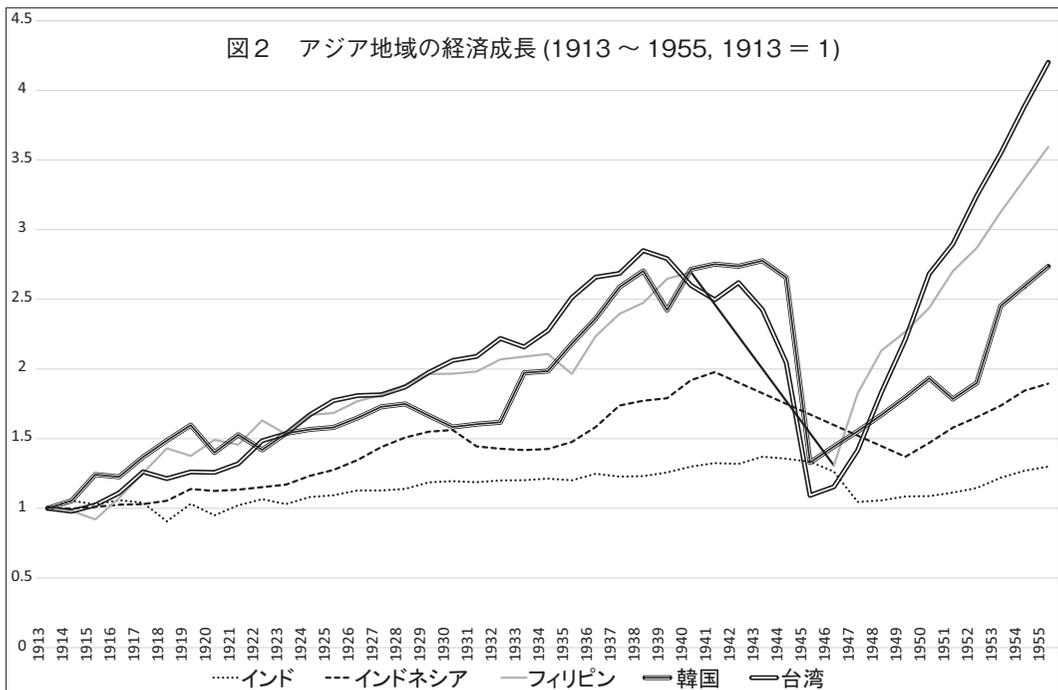
著作で次のように記している。

朝鮮に於て、合邦の最初より、否、寧ろ其の以前の保護国時代より、教育に重きを置かれたのは当然の事であるか否かといふに、素よりこれは正鵠を失していない。各国民が植民地を領有するに当つて、土着人を教育すべきや否やの研究は、全く過去のことであつて、文明の今日に於ては問題とならないのである⁴⁶。

明らかなのは、この時点においても、朝鮮半島や台湾等の支配において、日本政府がモデルとしていたのは、依然西洋列強の「植民地」支配であり、その前提には当然、これらの地域は「植民地」であるという理解が存在した。幣原が教育政策について述べている様に、植民地における教育普及政策や経済開発は、19世紀後半以降の西洋列強の「植民地」支配の主要なトレンドと言えた。背景に存在したのは、西洋列強における資本主義と民主主義の発展であった。西洋列強本国における両者の発展は、本国から植民地に投資する人々の増加と彼らの政治的発言権の高まりを齎した⁴⁷。即ち、そこには本国の人々が自らの経済的利益の為に、植民地経済の活性化を望む状況が存在し、だからこそ西洋各国政府は植民地への積極的な投資を行った。結果、本項冒頭でも述べた様に、この時期の各植民地では「上からの」経済的刺激により、経済が活性化し、人口が増加する状況が生まれる事となっていた（図1、図2）。つまり、台



出典：Maddison Project Database 2018、
<https://www.rug.nl/ggdc/historicaldevelopment/maddison/releases/maddison-project-database-2018?lang=en> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)、より筆者作成。



出典：Maddison Project Database 2018、
<https://www.rug.nl/ggdc/historicaldevelopment/maddison/releases/maddison-project-database-2018?lang=en> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)、より筆者作成。

湾や朝鮮半島における、本国側財政会計の赤字や、現地の人口増加や経済発展は、他の列強の植民地支配においても見られる現象であり、何の特異なものではなかったのである。

そして、日本による朝鮮半島や台湾等における教育政策や経済活性化政策は、この様な19世紀後半以降の西洋列強の「植民地」政策を忠実に踏襲したものだった。だからこそ、1920年代、朝鮮半島における一部日本人エリートが、朝鮮半島が「植民地」である事を否定しようと試みた時においてすら、彼らは寧ろ、その政策部分においては、西洋列強との違いではなく、その類似点に注目し、西洋列強における「本国とも植民地とも異なる類型」と言える事例を探し求め、朝鮮半島が植民地である事を否定しようと試みざるを得なかった。中島がカナダやオーストラリアの事例について述べ、長野がアルザス・ロレーヌ地方やアイルランドについて触れたのは、彼らが朝鮮半島に関わる「植民地」否定論を構築する際において、西洋列強との相違点よりも類似点に着目してこれを打ち建てようとしていたからだった。

しかしながら、1920年、僅か22歳の少壮研究者に過ぎなかった板橋に容易に反駁された事に表れている様に、この時点の朝鮮半島における日本人エリートの「植民地」否定論は、板橋の言う「常識的」な内容以上を持ちえず、故に大きな影響力をも持たなかった。中島が「我が国の拓殖局が朝鮮を植民地と看做し国民の大部分が植民地と思つて居る」と認めなければならなかった状況は、この様な

言説状況の結果であったという事ができる。

しかしながら、この様な状況はやがて大きく変化し、朝鮮や台湾等においてのみならず、内地においても朝鮮半島や台湾等を「植民地」とする言説は、急速にその姿を消して行く事になる。それではその様な変化はどの様にして訪れ、そのきっかけは一体何であったのだろうか。次にその点について明らかにしていく事にしよう。

第4章 「植民地」から「外地」へ

ここまで述べて来たように、1920年代頃までの日本においては、朝鮮半島や台湾等を「植民地」として理解するのが通常であり、この表現は官公庁は勿論、マスメディアでも当たり前のように使われていた。しかし周知の様子がやがてこの状況は変化し、朝鮮半島や台湾等を指す言葉として「植民地」という語が使われる事は少なくなる。一体、その原因は何であったのだろうか。

この点について誰もが容易に想起するのは、1930年代以降の総力戦体制への移行であり、その中でのアジア主義的なイデオロギーの広まりである。とりわけ朝鮮半島においては、1936年に南次郎が総督として赴任して以降、「聖戦遂行」の為に、内地人と朝鮮人が「内鮮一体」となる事の重要性が強調され、これを正当化する論理として、日本人と朝鮮人は祖先を同じくする存在だ、という「日鮮同祖論」が主張された⁴⁸。だからこそこの様な状況においては、朝鮮半島を「植民地」

として扱う事は不適當であり、故にその使用が控えられるようになった、と考える訳である。

そして人々がその様に考えるのには理由がない訳ではない。実際、南次郎総督期の朝鮮半島においては、朝鮮は「植民地」ではないと言う議論が為され、また朝鮮を「植民地」として扱う事は朝鮮や朝鮮人を見下す行為であり、「内鮮一体」の実現にとって有害だ、と強調されていたからである。1938年ある朝鮮総督府の文章は、自らの施政の方針について次のように述べている。

朝鮮統治は一視同仁の聖旨を体し八紘一宇の肇国の大精神を顕現するに在り従て朝鮮は外国の所謂「植民地」の觀念を以て目すべきに非ざることを内鮮を問はず国民一般の腦裏に銘刻せしむると共に進んで右大精神に依り道義に基き統治せらるるものなることを内外に闡明するの措置を講じ且其の具現を期すること⁴⁹。

そして、この様な状況は、後に韓国において「親日派」として批判される事になる朝鮮人側の一部の人々が、「内鮮一体」の実現により、朝鮮人に対する内地人の差別が現実により解消されるであろう事を期待し、これを積極的に後押しする状況すら作り出した。総督府のある会議に出席した一人の朝鮮人出席者は次のように述べている。

それから序に、私、ちよつと申上げたいこ

とは、朝鮮統治の立案の内容は、朝鮮は決して植民地ぢゃない、やはり聖旨によつて一視同仁の聖旨によつて統治するんだということではありますが、これに関連致しまして、私はこの際 — これは、勿論、文教御当局のことばかりではありませぬと思ひますが、朝鮮統治の一般について民衆に宣伝をする必要があると、私は思ふのであります⁵⁰。

これらの文章から明らかな様に、総力戦体制への移行と、それに伴う「一視同仁」的なイデオロギーにおいては、朝鮮半島や台湾等を指す言葉として「植民地」を用いる事は忌むべき事と見做されていた。そして日本政府や総督府は、教育その他の機会を通じて、朝鮮半島や台湾等を「植民地」と看做す言説を否定する宣伝活動を行った。

しかしながら、その事は朝鮮半島や台湾等に対する「植民地」である事を否定する言説が、この当時になって初めて力を持った事を必ずしも意味しない。何故なら、朝鮮半島や台湾等について「植民地」という語を使う事を忌避する状況は既に先立って存在し、単にその状況がアジア主義的なイデオロギーの高揚に伴って、更に強化されただけなのかも知れないからである。

それでは実際の状況はどうだったのだろうか。この点を明らかにするためには、当時の実際の言説の在り方を追うのが最も容易な方法であろう。次の表は、台湾が領有された1895年から第二次世界大戦が終わる1945年8月までの間の、朝日新聞と読売新聞の記事

表題において、朝鮮半島や台湾等、日本の支配地域を示す用語として、「植民地」と「外地」の二つの言葉が用いられた記事の数を示したものである。

表1：新聞記事の見出しに見る「植民地」の使用例

年	読売新聞	朝日新聞
1895-99	5	0
1900-04	4	0
1905-09	10	0
1910-14	39	15
1915-19	40	5
1920-24	98	106
1925-29	86	184
1930-34	102	145
1935-39	7	5
1940-45.8	0	4

出典：「聞蔵Ⅱビジュアル：朝日新聞記事データベース」、<http://database.asahi.com/index.shtml>（最終確認2020年9月26日）、及び「ヨミダス歴史館」、<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>（最終確認2020年9月26日）より筆者作成。尚、ここでは朝鮮半島や台湾等に関わる記事の数だけを示している。

表2：新聞記事の見出しに見る「外地」の使用例

年	読売新聞	朝日新聞
1895-99	0	0
1900-04	0	0
1905-09	3	0
1910-14	0	0
1915-19	1	0
1920-24	0	0
1925-29	0	0
1930-34	80	108
1935-39	114	131
1940-45.8	92	136

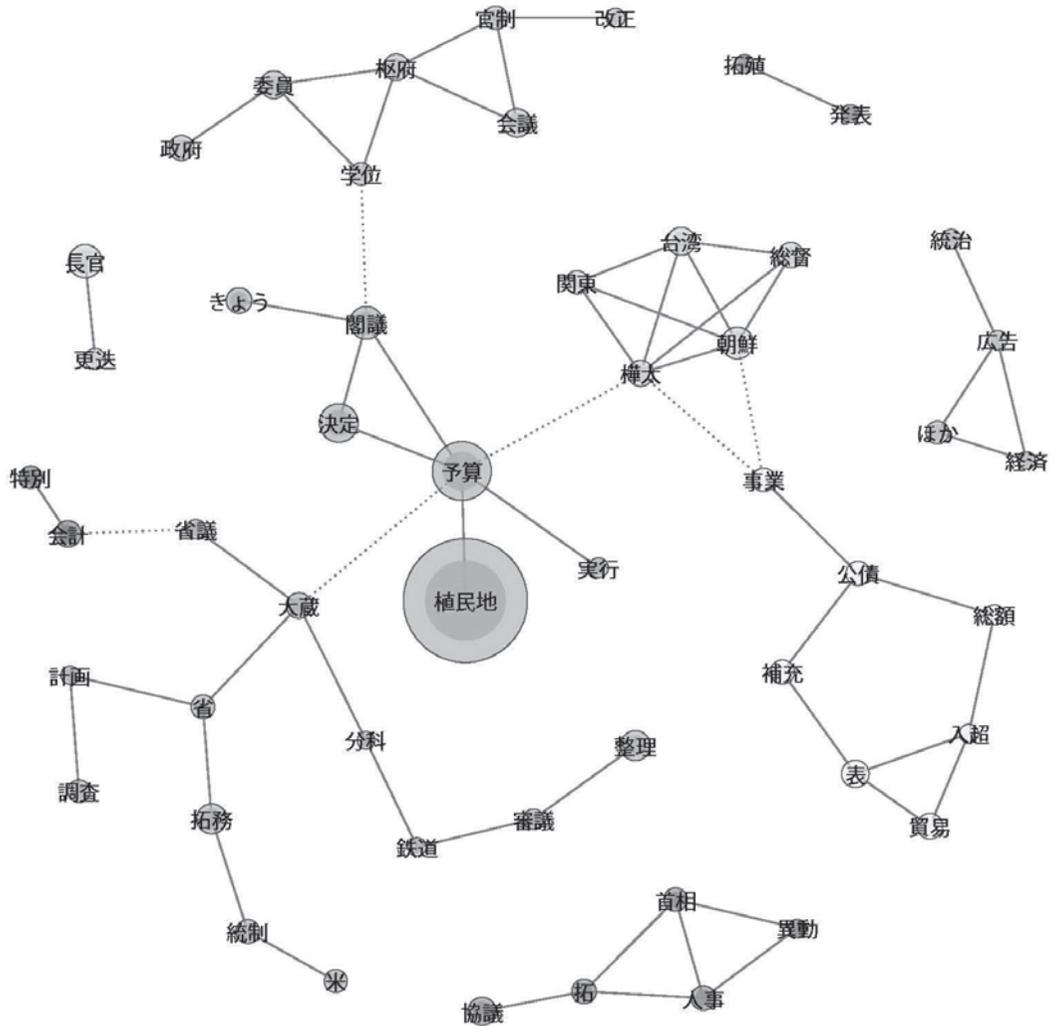
出典：「聞蔵Ⅱビジュアル：朝日新聞記事データベース」、<http://database.asahi.com/index.shtml>（最終確認2020年9月26日）、及び「ヨミダス歴史館」、<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>（最終確認2020年9月26日）より筆者作成。尚、ここでは朝鮮半島や台湾等に関わる記事の数だけを示している。

さて、これらの表の数字から読み取れることは三つある。第一はこの両新聞における朝鮮半島や台湾等に関わる記事においては、「植民地」という語が用いられた記事の数と、「外地」という語が用いられた記事の数の間には明確な相関関係がある、という事である。即ち、両紙においては、嘗ては「植民地」という語が用いられた種類の記事に対して、ある時期を境にして、代わって「外地」という用語が使われるようになっていく。つまり、「外地」とは、朝鮮半島や台湾等の地域に対して、「植民地」という語を用いる事が出来なくなった結果として使われるようになった、「代用語」とでも言うべき存在であったのである。そしてその事は記事の内容を分析した図3と図4の関係からも明らかであり、「外地」が「植民地」を綺麗に代替する形になっている。

しかしながら、本稿においてより重要なのは第二の点、即ち、両紙において「植民地」という語が「外地」にとって代わられるようになった時期が何時かである。このうち読売新聞においては、1934年までは朝鮮半島や台湾等を指す語として「植民地」が活発に使われていたのに対し、1935年からはその数が激減し、最後の使用例は1936年になっている。「植民地」という語の使用が早い時期に減少を開始するのは朝日新聞であり、1932年と33年には各々27件あった「植民地」の使用例が、1934年には11件と半数以下に激減し、1935年には僅か1件になっている。

これに対して新聞記事表題における「外地」の使用例は、読売新聞では1932年には僅か

図3 「植民地」が含まれる記事の共起ネットワーク



出典：「閣蔵II ビジュアル：朝日新聞記事データベース」、<http://database.asahi.com/index.shtml>（最終確認2020年9月26日）、及び「ヨミダス歴史館」、<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>（最終確認2020年9月26日）より筆者作成。

2件、33年にも5件に過ぎなかった数が、1934年には73件と激増している。朝日新聞においては朝鮮半島や台湾等を示す用語としての「外地」の使用例は1932年8月まで一件も存在せずその後、32年に4件、33年に

9件と若干の使用例を見た後、34年に94件と爆発的に増加し、「植民地」の使用例を駆逐するに至っている。

そして、この様な両紙における記事の見出しにおける「植民地」から「外地」への用語

り説明する事は難しい、という事になる。

第三に注目すべきは、この「植民地」から「外地」への用語の変化が、ある特定の時期に一斉に、そして厳格な基準により行われた様には見えない事である。既に述べた様に、読売・朝日の両紙においては、朝鮮半島や台湾等を意味する語として「植民地」と「外地」の双方が、並行して使われている時期が存在するのみならず、その移行の時期にも1年程度のズレがある。その事はこの用語の変化が、例えば、政府等の指導により、一斉且つ厳格に行われた類のものではなかった事を意味している。

そして、実際、この様な「植民地」から「外地」への用語の変化の特徴、つまりは緩やか且つ非厳格的に推移する特徴は新聞をはじめとするマスメディアにおける用語法においてのみ観察される現象ではなかった。例えば、書籍の表題においては1940年代に入っても、朝鮮半島や台湾を意味する語として「植民地」という語が用いられる事は稀でなく⁵¹。事実、1940年代における朝日新聞の記事見出しにおける「植民地」の使用例4件は、1件が外部からの寄稿⁵²、残る3件は何れも広告として掲載された書籍のタイトルの一部になっている⁵³。「植民地」から「外地」への用語の変化は、官庁においても緩やか且つ非厳格的なものであり、例えば農林省農政局は1943年の段階でも「植民地に於ける家畜傳染病關係統計表」という表題で、朝鮮、台湾、関東州における家畜傳染病の推移をまとめている⁵⁴。経済界においても、日本銀行は、朝日新聞や

読売新聞が「植民地」という語を忌避する様になった後の1938年においても、「植民地一般会計」という用語で朝鮮、台湾、関東州、南洋群島の予算をまとめて表記している⁵⁵から、マスメディアにおいてこれらの地域を意味する語として「植民地」という語を忌避するようになった後でも、官庁や公共機関では大きな抵抗なくこの語が使われていた事を確認できる。

さて、それではこの様な斉一性と厳格性を欠きながらも、1930年代の比較的早い時期から着実に進んだ「植民地」から「外地」への用語法の転換はどの様な原因により起こったのだろうか。実はこの点については、既に一つの著作により、明確な答えが示されている。外務省条約局法規課は、1957年から1969年にかけて、朝鮮半島や台湾等の支配に関わる法制度について、『外地法制誌』という表題でこれを取りまとめた全10巻の著作を自ら編集し発刊しているが、この第二部において、「植民地」という語が忌避される様になり、代わって「外地」という語が使われる様になった経緯について、明確な説明が為されているのである。

言うまでもなく外務省条約局法規課は、日本政府が国際関係において条約等に関わる公式見解を形作る上で重要な役割を果たす部署であり、その見解は日本政府の公式見解ともいえるものである。故に、ここでは少し長くなるが、この記述をそのまま紹介して見る事としたい。

次に、外地なる称呼が常用されるにいたつたのはそれ程古いことでなく、二十五年前の昭和四年、拓務省 (Department of Oversea Affairs) が設置された頃からであって、拓務省の前身で規模の小さな拓務局時代には^レ植民地あるいは^レ植民地なる名称をもつて海外領域あるいは異法地域の代称とした。ただ、公文には植民地と言うような総括的な呼称を用いることは少なく、法文上の表現同様「朝鮮又は台湾」「朝鮮及台湾」と言うように一々具体的に地域名を使用してきた。外地なる称呼は前記拓務省設置の際、原案が拓殖省官制(かつて明治二十九年に設置されたのは拓殖^レ務省であり、ヨーロッパ諸国の外地統理機関は植民省 (the Colonial Office) と称せらるるのが普通)で、枢密院の審議に上程されたところ、拓殖は拓地殖民 (development and colonization) を意味し、わが海外領域中にはその対象地 (植民地) としての名にふさわしくないものがあつて、統治上面白い節があるとの理由で、強硬反対の向があつたため、拓務省と修正する結果となつた由であるが、当然の帰結としてその所管地域についても使い慣らされた植民地なる称呼に替え、外地という名が慣用されるにいたつたのである。しかして、この外地なる称呼も、公文書には用いられたとはいえ、法令に使用されるにいたつたのは、それから更に後のことであつて、初めてのケースは外地電話通話規則(昭和九年逓信省令第五十一号)で、次は所得税法人税内外地関渉法(昭和十五年法律第五十五号)で、これが法律として最初のもの

であつたのである⁵⁶ [傍点ママ]。

本章で⁵⁷ 見たようなマスメディアや官公庁における緩やか且つ非厳格的な「植民地」から「外地」への用語の転換は、この条約局の説明により上手く理解する事ができる。即ち、この用語の転換は、1929年の拓務省設置の際の枢密院における議論に端を発するものであり、何かしらの政府等による明確な指導を伴ったものではなかった。しかしながら先の枢密院の議論に配慮して、人々が用語法に気を配る様になって、この「慣用」が変化した。だからこそ、その変化は緩やか且つ非齊一的に進行し、一部では終戦の間際まで、「植民地」という用語がそのまま使われる余地を残す事になったのである。

それではこの様な「植民地」から「外地」への用語の転換のきっかけとなった、枢密院の議論とはどの様なものであつたのだろうか。次にこの点について具体的にみてみる事にしよう。

第5章 三一運動の意図せざる影響

「植民地」から「外地」への用語法の変化を齎す事となった拓務省設置の経緯については、既に多くの先行研究がある。そこでまずここではそれらを参考にして、この経緯について確認した上で、何故そこで「植民地」という用語の使用が問題になったかをまとめて置く事にしよう。

これらの先行研究における拓務省設置に関

わる第一の議論は、これを当時の田中義一内閣の「満蒙特殊権益路線」と結びつけて考えるものである⁵⁸。そこでは同内閣及びその後にあった政友会が、これまで内閣の完全な統制下になかった植民地統治機構を自らのコントロール下に置く事により「満蒙問題」の解決を試みたものと解釈する。つまり、1929年における拓務省の設置を、田中義一内閣及び田中義一自身の政治的構想と結び付けて理解するものであり、同省設置を当時の短期的な政治的状况から説明しようとするものだとと言える。

これに対して第二の議論は、拓務省の設置を、より長期的で構造的な文脈から議論するものである⁵⁹。本稿でも既に触れた様に、日本の朝鮮半島や台湾等に対する支配は、最初の「植民地」となった台湾における、支配当初の戦争状態に近い状況を反映した、総督に行政、司法、立法更には軍隊の統帥権までを分け与える非常体制を原型として開始された。この様な台湾における統治のあり方は、その法的制度をして内地とは大きく異なるものとさせたのみならず、併せてそれが後に獲得された新領土の統治体制に模倣されていく事で各「植民地」統治機構が、内閣や帝国議会といった「内地」統治機構からの大きな自律性を持つ状況を作り出した。

だからこそ、この様な大きな自律性を持つ朝鮮半島や台湾等の統治機構を如何にして自らの統制に従わせるかは、歴代の内閣にとって大きな課題となっていた。そしてこの問題を解決する為の答えの一つが、西洋列強の「植

民省」に当たるものを設置し、これを通じて内閣が「植民地」統治機構を統制する体制を確立するものだった。

見方を変えて言うなら、先に述べた拓務省設置に関わる先行研究の第一の議論もまた、第二の議論が注目する当時の日本の統治システムにおける構造的な問題を、田中義一内閣の「満蒙特殊権益路線」という特定の政策との関係で整理しようとするものだと言う事が出来る。つまり、第一の議論と第二の議論の間の違いは、同じ問題を短期的で政策的な視点から見るか、それとも長期的で構造的な視点から見よかの違いでしかない事になる。

結局、1929年における拓務省設置は、日本の朝鮮半島や台湾等、「植民地」統治機関に関わる構造的な問題を、田中義一内閣が自ら固有の政策的指向と絡めて解決しようとしたものであり、だからこそその基本的方向性は、内閣が各「植民地」統治機構への統制を強めようとする方向へと向かうものだった。そしてその為には、新設省庁の設置と同時に、「植民地」統治機構に大きな自律性を与えている従来の制度の整理が必要になっていた。

実際、この時の枢密院の議論においても、主たる問題とされたのはこの新設省庁の権限と、各「植民地」統治機構が従来から与えられていた権限との衝突であった。とりわけそこで大きな問題となったのは、「植民地」統治機構の中でもとびぬけて大きな自律性を享受していた朝鮮総督府の扱いであった。当時の制度においては、総督が「天皇に直隸」す

る事が明記され、内閣との間に明確な監督／被監督の関係になかった朝鮮総督府は、例えば「内閣総理大臣の監督」を受ける事が明記されていた台湾総督と比べて、格段に大きな自律性を有していた。岡本真希子によれば、新設省庁の設置を求める田中義一内閣からの提案に対し、枢密院顧問官達からは、朝鮮総督府をほかの「植民地」統治機構と同列扱いする事に対する批判が相次ぎ、新設省庁の権限範囲から朝鮮を除外すべき旨の意見表明が多くの人々により行われた、とされている。しかしながら、田中義一首相はこの反対に妥協する事無く、「朝鮮のみを他と分離することに同意し難き」とする自らの立場を貫き、激しく対立する事となっている。

さて、本稿において重要なのは、この新設省庁の設置における議論が、如何にして「植民地」という語を巡る議論と結びついて行ったかである。勿論、この点について第一に見落とされてはならないのは、この時の田中義一内閣の新設省庁設立の提案が、当初、「拓務省の設置」としてではなく、「拓殖省の設置」として為されたことにある。とはいえ、その事がこの時の提案で用いられた「拓殖省」という語が、突然新たに出現した特殊なものであった事を意味するか、と言えそうではない。本稿でも既に述べた様に、例えば台湾領有翌年の1896年には、台湾と北海道を統括する「拓殖務省」が設けられた事があり、田中義一内閣の提案に先立つ5年前の1924年にも、第一次加藤高明内閣下に設置された「行政調査会」において「拓殖省」の設置が議論

されている⁶⁰。しかしながら、この時点においてはこの「拓殖務省」或いは「拓殖省」という名称はそれ自体が大きな問題とされる事ではなく、議論は主としてその権限に関わるものとなっている。

しかしながら、1929年の枢密院での議論においては、田中義一内閣の「拓殖省の設置」という提案は、新設省庁の権限と「植民地」側統治機構の権限との衝突に関してのみならず、その名称、つまりそれが「植民」或いは「植民地」を意味する「殖」という字を含む事においても、激しい議論が戦わされる事となっている。

それでは何故にこの1929年の枢密院の議論では、殊更に「拓殖省」の「殖」の字の存在が問題とされたのだろうか。この様な疑問に対する答えとして第一に想起されるのは、枢密院における「拓殖省」という名称への反発は、飽くまで官庁新設により「植民地」統治機構の自律性が損なわれる事への反発の表れの一部に過ぎず、言わばこの反対を補強する為に揚げ足取りに持ち出されたものに過ぎないのではないか、というものである。確かに実際、この時の議論の中心が新設省庁と「植民地」統治機構の権限衝突にあった事は明らかであり、だからこそ田中義一内閣も最終的には、省庁の名称を巡る問題については、原案の「拓殖省」を「拓務省」と改める譲歩を行う一方で、新たなる省庁の権限そのものについてはほぼ原案通りに自らの主張を貫き通す事となっている。逆に、同省の設置に反対した勢力が勝ち得たのは、「拓殖省」の名

称が「拓務省」に改められた事、そして、この新設省庁の権限が原案通り、維持される一方で、「植民地」統治機構の雄である朝鮮総督府官制の改正を阻止した事だった。この結果、拓務省の設置にも拘わらず、依然として内閣と朝鮮総督府の間の関係は、未整理で曖昧なまま推移する事になるのである。

いずれにしても両者にとって権限を巡る問題が最重要であったことは間違いない。それでは「拓殖省」の「殖」の字を巡る議論は、この議論においては些末なものに過ぎなかったのだろうか。結論から言うならその答えは、「否」である。何故なら、この時の枢密院の議論、とりわけこの時の田中義一内閣からの提案に反対する人々にとって、新設省庁の名称に「植民地」を想起させる「殖」の字が入るか否かは、特別な意味を有していたからである。

この点を理解する為には、この時の枢密院の議論において、内閣の提案に対して反対の論陣を張ったのが誰であり、その人物がどのような論理でこの反論を正当化したかを知る必要がある。繰り返し述べて来た様に、この時の省庁新設提案に対して最大の焦点となったのは、新設省庁と「植民地」統治機構の中でもとびぬけた自律性を有する朝鮮総督府との関係であった。だからこそ、当然、この提案に対する最大の反対者もまた朝鮮総督府との深い因縁を持つ人物にならざるを得なかった。そしてその人物は、実際にこの議論において大きな政治的影響力を持っていた。即ち、この時の枢密院において省庁新設の提案に最

も激しく抵抗したのは、1919年からこの議論が行われる1929年の僅か2年前の1927年まで、朝鮮総督の座にあった斎藤実その人だったのである。朝日新聞は斎藤の発言を以下のように報じている。

朝鮮統治に関する長い経験から見て朝鮮総督の地位を総理大臣直管から引下して拓殖大臣の下に置くといふとは果たして朝鮮統治上に悪影響なきや否や疑ひなきを得ぬかつ歴史的に由緒深き朝鮮民族を南洋民族と同列に置いて統治せんとする如きは果たして妥当なりや否や、考慮の余地は十分にありと信ずる政府としては朝鮮が我が国防上、重大な地位にあると共に統治に関する過去の治績に鑑みてこれを尊重するの方策を立てる必要ありと思ふがこれ等の点に対する政府の所信何如⁹⁴。

注目すべきは斎藤が官庁新設により、朝鮮総督の地位が「総理大臣直管」から「拓殖大臣の下に置く」ものへと引き下げられる事への反対理由を、総督府という統治機構の格下げに対する総督府自身の反発や実務上の不都合からではなく、「歴史的に由緒深き朝鮮民族」を「南洋民族と同列に置いて統治する」事による「朝鮮統治上の悪影響」への観点から説明している事である。加えて注意すべきは、この様な斎藤の主張が、必ずしも当時の朝鮮総督府の意向を受けて行われていた訳ではなかった事である。岡本に依れば、斎藤に代わってこの時朝鮮総督の任にあった山梨半造は、この時期寧ろ、斎藤等による新設官庁

の権限からの「朝鮮除外論」を否定し、田中義一内閣の提案に忠実に意志に従う意思を有して居た⁶²。故にこの時の斎藤の抵抗を、彼が朝鮮総督府の意向を組織的に代弁してその自律性を維持しようとしたものだ、と見るのは無理がある。

その事は言い換えるなら、斎藤の「拓殖省」設置への反対が、組織としての朝鮮総督府の権限を巡る意向ではなく、彼個人の所信や経験から出ていた事を意味している。そして、この点において注目すべきは、彼が併せて「迂闊なることを為したならば先年の万歳騒擾の様なることを為すやも斗り難し、余程注意を要することなり」と述べている事である⁶³。言うまでもなくこの斎藤の発言の背景にあるのは、三一運動の直後に朝鮮総督として赴任した彼自身の経験であった。三一運動により朝鮮半島の人々が日本統治に大きく反発する中、総督の任についた斎藤は、従来の物理的暴力を全面に押し出した「武断政治」を、教育制度の改定をはじめとする融和的な「文化政治」へと転換し、朝鮮半島の人々の人心を掌握しようと努力した。この「文化政治」において重視されたのは、内地延長主義を可能な限り導入する事で、朝鮮における日本内地との制度的差別をできるだけ縮小する事であり、それによって斎藤は「内鮮宥和」を実現しようと試みた⁶⁴。つまり、斎藤は朝鮮半島において中島や長野が朝鮮が「植民地」ではあってはならない理由の一つとして述べた、「内鮮宥和」に自ら取り組んだ人物だったのである。

その様な総督としての経験を持つ斎藤にとって、朝鮮を南洋群島と同じ「植民地」の枠に格下げする事は、朝鮮総督府の威厳を大きく損なうものである以上に、朝鮮半島と内地の人々が置かれた制度的格差を明確化するものであり、自らが目指した「内鮮宥和」に逆行するものだとして理解された。だからこそ、斎藤にとっては、恰も自らの総督時代の治績を否定し、これを無に帰するように見える省庁新設による朝鮮総督の地位引下げと、その省庁の名称に管轄地域が「植民地」である事を想起させる「拓殖省」という名称が付けられる事は、絶対に受け入れる事が出来なかった。

枢密院における斎藤の抵抗は強力であり、彼は自らが「枢密院で唯一の反対論者」となる事を辞さない覚悟で執拗な反対活動を展開した。この様な斎藤の抵抗は枢密院の他の多くの人々においてすら予想外であり、結局、枢密院はこの「斎藤の面目」を立てる為に内閣との調整作業に乗りだす事となる。

こうして、新設省庁の名称は「拓殖省」から「拓務省」へと改められる。拓務省の議事録にはその最終過程のやり取りが次のように記録されている。

四番 (田中) : 拓殖省の名称を拓務と改めたるはご承知の通り該官制中に朝鮮部の設あり従て拓殖省と称し朝鮮をも殖民地と観るか如き感念を新附の民に與ふるは穩当ならず鮮人の感情を害するの虞あるか故に殖民地の殖の字を除きて拓務省とせるなり

二十三番 (石黒) : 然らば朝鮮人の感情を

慮りて拓務省と為したるものにして拓務と謂ふも開拓のみを司るの意に非す即ち文字は面白からざるも朝鮮人の感触を慮りて斯く定めたるものと解して可なるか

四番 (田中) : ご解釈の通りなり⁶⁵

こうしてこの枢密院の議論により、朝鮮を指す語として「植民地」を用いる事は、「朝鮮人の感情」に反する事であり、これを「慮りて」避けるべきである、という言説が生まれる事となった。そしてその言説は『外地法制誌』が述べる様に、やがて内外地を問わず日本が支配する領域に広がり、朝鮮のみならず、他の「外地」に対しても「植民地」という語を用いる事を「慮る」状況を生み出して行く事になる。

それでは我々はこの様な「植民地」を巡る言説の推移を如何に理解すればいいのだろうか。最後にその点に触れて、本稿の筆を擱く事としよう。

むすびにかえて

朝鮮半島や台湾、更には南樺太や関東州、南洋群島は「植民地」ではない。この様な言説は、第二次世界大戦以前の日本においても決して常に支配的なものであった訳ではなかった。とりわけ日清戦争直後において台湾を新領土として獲得した段階では、「植民地」という言葉は、寧ろ、積極的な意味合いを持つものであり、人々は、日本が西洋列強と並んで台湾という「植民地」を持つようになって

た事を、諸手を挙げて歓迎する事となっていた。だからこそ、彼等には「植民地」という言葉を用いる事を躊躇する理由は存在しなかった。

勿論、その事はこの時点において、台湾をはじめとした、新たに獲得した領土を、「植民地」と看做し、扱う事に全くの反対がなかった事を意味しない。原敬や大隈重信に代表される様に、これらの領土に対して「内地延長主義」を適用すべき旨を主張する論者は、この時点においても存在した。また韓国併合については、これに伴って出された明治天皇の「聖旨」の「精神」に基づく限り、朝鮮は他の新領土と区別されて扱われるべきであり、故に「植民地」であってはならない、とする議論も存在した。

しかしながら、その様な「精神」を離れて現実の朝鮮半島や台湾等に引かれた統治体制は、明らかに内地とは異なるものであり、それが学術的定義に照らして「植民地」である事は誰の目にも明らかだった。そしてそれはある意味では当然の帰結だった。何故なら朝鮮半島や台湾等における日本の統治体制は、彼らが当時の西洋列強が「植民地」に対して行っていた支配の実態を調査、観察し、それを忠実に模倣したものだったからである。言うなれば、朝鮮半島や台湾等は、日本が西洋列強の「植民地」を模倣して、その統治体制を作り上げた結果、なるべくして典型的な「植民地」になった事になる。

だが、この様な日本の朝鮮半島や台湾等に対する「植民地」としての処遇は、必然的に

現地住民の反発を齎す事になった。何故ならそこにおいては「植民地」である事の当然の帰結として、内地とは異なる法が適用され、現地住民には内地住民よりも大きく劣る法的権利義務関係が与えられる事になったからである。そしてこの様な現地住民の不満は、1920年を前後する時期に相次いで形となって表れた。それが朝鮮半島においては1919年の三一運動であり、また台湾においては1921年にはじまる自治議会設置運動に他ならなかった。

そしてだからこそ、現地住民の反発に直面した日本人は、1920年代に入ってから、自らが現地住民を格下の「植民地住民」として扱っている現実を一定の範囲で是正し、その為の作業に従事する事になった。即ち、それが朝鮮半島における「文化政治」であり、また台湾においては文官総督時代における統治方式の転換として現れた。

そしてこの様な状況においては、朝鮮半島や台湾等について「植民地」という語を用いる事は、現地住民と内地住民の間に存在する懸隔を殊更に可視化する行為であり、それ故に避けるべきである事と考えられる様になった。1929年の拓務省新設に係る議論は、正にこの様な「植民地」に関わる認識が転換するさ中に行われ、結果としてこの新たな認識に公の承認を与える役割を果たす事となった。こうして嘗ては肯定的な意味合いを有していた「植民地」という語が忌避される状況が生まれ、代わって「外地」という無味乾燥な語が用いられるようになるのである。

しかしながら、用語の変化は、現実の大きな変化を意味しなかった。例えば『外地法制誌』は「外地」の定義について次のように述べている。

本稿で外地とは内地 = 日本本土 (*Japan proper*) に対して、法制上異なる地域、すなわち日本の領域中憲法の定める通常の立法手続で定立される法が原則として施行されない地域、換言すれば異法地域 (*the territory governed by laws other than those of Japan proper*) を指称するのである。これを具体的に説明すれば、戦前の日本領域中本州、四国、九州及び北海道並びに行政区画上これらの島のいずれかに付属する島嶼をくろめて内地と言い、朝鮮、台湾、関東州租借地及び南洋委任統治地域並びに昭和十八年四月一日内地に編入される前の樺太及びこれらの地域に付属する島嶼を外地というのである⁶⁶。

明らかなのはここでいう「外地」の定義が、嘗て山本美越乃が提示した「植民地」とはほぼ同じである事であり、それは「植民地」から「外地」への変化が、それ自体、現地の状況の根本的な変化を伴うものではなかった事を意味している。既に述べた様に、結局、「外地」とは「植民地」の事であり、前者は後者の単なる言い換えに過ぎなかったのである。

だが根本的に変化しない現実を離れ、この朝鮮半島や台湾等は「植民地」ではない、という言説は、それ自身、総力戦期に入ると、「一視同仁」的なイデオロギーの広まりの中で、

大きな説明と役割を与えられていく事なる。そしてそこにおいては、嘗て西洋列強の「植民地」支配を忠実に模倣して作られた日本の統治体制が、恰も当初から全く異なるものとして設計されたかのような説明が行われる事になった⁶⁷。つまりは、言説の変化に伴って実態が大きく変化するよりも早く、言説の変化に伴って実態に対する理解が現実から大きく捻じ曲げられる、という現象が出現した事になる。

結局、その過程とは、「植民地」支配は「植民地」支配である以上、現地住民に本国住民と異なる権利を与えるものであり、現地住民に不満を残さざるを得ない事、そして、当時の日本がこの「不都合な現実」を糊塗する為に現実を大きく変えるよりも、まず言説を変え、次いで言説に合わせて現実に対する認識を捻じ曲げる事により、「不都合な現実」を見えにくくする努力を積み重ねた事を意味している。

しかしながらそれにより現実とは根本的に変わる事はなく、だからこそ、第二次世界大戦に敗北し、日本が朝鮮半島や台湾等に対する統治権を失うと、人々は当たり前の様に過去の「不都合な現実」に、嘗てと同じ言説を以て対峙する事になる。例えば1949年、大蔵大臣であった池田勇人は国会にて次のように答弁している。

これは私は専門外でございまして、御承知の通りに我が国従来⁶⁸の農業政策というものは、朝鮮米、台湾米の⁶⁹ことを頭に置きながら、

即ち、⁷⁰植民地統治という観点から相当賄なわれておつたのでありますが、御承知の通り朝鮮、台湾を加えますと大体毎年千四、五百万石ぐらゐは輸入されておつたのであります。これがなくなつて参りまして、而も片つ方では、千数百万人の人口が増加しております。ここにいわゆる日本の農業政策の何んと申しますか、事情変化が来ておるのであります[傍点筆者]⁶⁸。

周知の様に池田は戦時中の大蔵省において主税局長を務めたエリート官僚であるが、これらの答弁において、彼が朝鮮半島や台湾等について「植民地」という語を用いる事を躊躇した様には思えない。そしてそれは当然であった。池田等、戦時中のエリートにとって、どのような言説を以てしようとも、朝鮮半島や台湾等が「植民地」である事は自明であり、ただ彼らはそれを異なる「外地」という語を以て呼んでいただけだからである。当然、同じ事は吉田茂や佐藤栄作等についても言う事が出来る。表面上の言説の変化は朝鮮半島や台湾等の実態の変化は勿論、彼等エリートの間⁷¹のこれらの領域に対する認識にも大きな影響を与える事は無かった。だから彼らは第二次世界大戦後、これらの地域に対して躊躇なく「外地」ではなく「植民地」という語を用いる事になる。

言説の変化は時に対象の変化以上に、言説を用いる側の置かれた立場の変化を表している。だからこそ「植民地」という語を巡る言説の変化もまた、朝鮮半島や台湾等の人々で

はなく、寧ろ、彼等と向かい合わなければならなかった、日本人側の置かれた立場の変化を示している、というべきであろう。そしてだからこそ、その言説の変化から、我々は日本人にとって「植民地」支配が何を意味していたかを垣間見る事が出来る、と言っても決して言い過ぎにはならないのではないだろうか。

注

- 1 高橋洋一「歴史の「書き換え」を図る韓国政府 日韓併合は「植民地」支配ではない、日本も断固たる措置が必要だ」、『Zakzak by 夕刊フジ』、
<https://www.zakzak.co.jp/soc/news/200613/dom2006130004-n1.html> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)。
- 2 鄭昌烈「乙巳条約・韓国併合条約の有・無効論と歴史認識」、日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇上巻(日韓歴史共同研究委員会、2005年)、等。
- 3 この判決については、山本晴太、川上詩朗、殷勇基、張界満、金昌浩、青木有加『徴用工裁判と日韓請求権協定：韓国大法院判決を読み解く』(現代人文社、2019年)、が詳しい。
- 4 戸塚悦朗「『韓国併合』100年の原点と国際法：日韓旧条約の効力問題と「批准必要説」に関する文献研究」、『現代韓国朝鮮研究』10、2010年10月。
- 5 『朝日新聞』1995年10月13日。問題となっている村山の発言は10月5日。尚、本稿における『朝日新聞』記事は以下のデータベースに依っている。「聞蔵Ⅱビジュアル：朝日新聞記事データベース」、
<http://database.asahi.com/index.shtml> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)。
- 6 これらの一連のイシューについては、拙著『日韓歴史認識問題とは何か』(ミネルヴァ書房、2014年)も参照の事。
- 7 例えば、崔基鎬『韓国がタブーにする日韓併合の真実』(ビジネス社、2019年)、豊田隆雄『誰も書かなかった日韓併合の真実』(彩図社、2019年)、呉善花『韓国併合への道 完全版』(文春新書、2012年)、等。殆どの著作が歴史学の専門家ではなく、ジャーナリストや評論家によって書かれている事に特徴がある。
- 8 共同通信「朝鮮半島出身者らの追悼看板に傷：生徒ら修復要望、相模ダム」、2020年8月24日、
<https://this.kiji.is/670596868465853537?c=39546741839462401> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)。
- 9 例えば、Richard M. Kesiner, *Economic Control and Colonial Development*, Greenwood Press: Westport, CT, 1981、等。
- 10 この点については、拙稿「日本植民地支配特殊論からの脱却を」、『VOICE』2020年9月号、及び拙著『朝鮮半島をどう見るか』(集英社新書、2004年)を参照の事。
- 11 第二次世界大戦以前の日本においては、「植民」と「殖民」の二つの漢字表記が用いられたが、両者の間には意味の相違は存在しなかった。従って本稿でも以下の二つの漢字表記を同じ「言説」として扱う事にする。
- 12 外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要』外地法制誌：第2部(外務省条約局第三課、1957年)、1ページ。この点については後述。
- 13 後藤新平『日本植民政策一斑』(拓殖新報社、1921年)、2-3ページ。また、マーク・ピーティアー『植民地：20世紀日本：帝国50年の興亡』浅野豊美訳(慈学社出版、2012年)86-87ページ。
- 14 後藤新平『日本植民政策一斑』、2-3ページ。尚、本稿において第二次世界大戦以前の文章を引用する場合には、原典におけるカタカナ表記はひらがなに直し、旧漢字は新漢字に置き換えるとともに、それ以外の旧かな表現はそのままの形で表記している。
- 15 拓殖務省の設置については、狩野雄一「拓殖務省の設置と北海道」、安岡昭男編『近代日本の形成と展開』(巖南堂書店、1998年)を参照の事。
- 16 拓務省については後述。また、岡本真稀子『植民地官僚の政治史：朝鮮・台湾総督府と帝国日本』(三元社、2008年)。尚本書は多くの部分を岡本の名著に依っている。優れた先行研究に感謝したい。
- 17 矢内原忠雄編『新渡戸博士植民政策講義及論文集』(岩波書店、1943年)、48-49ページ。
- 18 『朝日新聞』1896年8月25日。
- 19 『読売新聞』1899年8月25日。尚、本稿においては『読売新聞』の記事は以下のデータベースに依っている、「ヨミダス歴史館」、
<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/> (最終確認 2020 年 9 月 26 日)。
- 20 ピーティアー『植民地』、280ページ。
- 21 山本美越乃『植民政策研究』(弘文堂書房、1920年)、53ページ。尚、山本がここで例外として念頭に置いているのはロシアのポーランド支配である。
- 22 矢内原忠夫『植民及植民政策』(有斐閣、1926年)、17-18ページ。
- 23 同上、18ページ。
- 24 例えば、『昭和五年度各植民地特別会計歳入歳出概算』、等。国立公文書館「アジア歴史資料セ

- ンター」、<https://www.jacar.go.jp/>（最終確認2020年9月26日）。
- 25 例えば、「植民地官庁雇員ノ俸給最高額ヲ増加ス」、「勅委任官（内閣部内及植民地各官庁）員数調査大礼使典」等。国立公文書館「アジア歴史資料センター」、<https://www.jacar.go.jp/>（最終確認2020年9月26日）。
- 26 例えば、拓殖局『植民地要覽』（拓殖局、1920年）、拓殖事務局『植民地便覽』（拓殖事務局、1922年）、等。
- 27 「外国人及植民地人學生ニ關スル件」、山形高等学校校編『山形高等学校一覽：昭和7至8年』（山形高等学校、昭和2年）。
- 28 『読売新聞』1921年5月15日。
- 29 『植民政策講義案』（有斐閣、1924年）、10ページ。
- 30 例えば、台湾事務局委員を命じられた原敬は、「台湾を植民地即ち「コロニー」の類と見做すこと」と「台湾は多少内地と制度を異にするも之を植民地の類と見做さざること」の二案を示し、後者を取るべきだと主張している。原敬「台湾二条」、伊藤博文編『台湾資料』（秘書類纂刊行会、1936年）。台湾を植民地として扱う事に否定的な立場にあった者として有力な政治家には大隈重信も存在した。『読売新聞』1895年10月4日。
- 31 この他に世界史的に有名な事例としては、オーストリア＝ハンガリーによるボスニア＝ヘルツェゴビナの併合やアメリカのテキサス併合がある。
- 32 当時の「合邦」「合併」「併合」等に関する議論については例えば、『朝日新聞』1910年8月24日。
- 33 山辺健太郎『日韓併合小史』（岩波書店、1966年）、220-221ページ。
- 34 樽井藤吉『大東合邦論』（樽井藤吉、1910年）。
- 35 この点については、拙稿「樽井藤吉「大東合邦論」、大塚健洋編著『近代日本政治思想史入門：原典で学ぶ19の思想』（ミネルヴァ書房、1999年）を参照の事。
- 36 一進会については、ユミ・ムン『日本の朝鮮植民地化と親日「ポピュリスト」：一進会による対日協力の歴史』赤阪俊一、李慶姫、徳間一芽訳（明石書店、2018年）、が詳しい。
- 37 例えばマスメディアにおいても、韓国の領土編入に対して「併合」と言う語が用いられる事は、1910年8月正式に「日韓併合」が行われるまで極めて少なかった。例えば、『読売新聞』1909年12月7日、23日、1910年4月16日、5月31日、7月17日、8月23日。8月23日以前の記事では全て「合邦」もしくは「合併」と言う語が用いられている。
- 38 板橋菊松『最近植民地問題研究』（巖松堂京城店、1921年）。
- 39 同上、17ページ。
- 40 同上、19ページ。
- 41 同上、25-26ページ。
- 42 同上、27ページ。
- 43 「韓国併合に付下し給へる詔書」、明治大帝威徳宣揚会編『明治天皇詔勅集：おほみ心』（明治大帝威徳宣揚会、1920年）、57ページ。
- 44 同上、28ページ以下。
- 45 この時期の台湾総督府が西洋列強の植民地支配を如何に参考にしていたかは、時に総督自らがその視察に赴いている事に典型的に表れているであろう。例えば児玉総督の視察活動については、『読売新聞』1903年6月11日。
- 46 幣原坦『朝鮮教育論』（六盟館、1919年）、5ページ。
- 47 Thomas B. Birnberg and Stephen A. Resnick, *Colonial Development: An Econometric Study*, New Haven: Yale University Press, 1975.
- 48 南次郎総督下の内鮮一体運動については、朝鮮総督府編『増補朝鮮総督府三十年史』（クレス出版、1999年）を参照。また、宮田節子「内鮮一体」の構造：日中戦下朝鮮支配政策についての一考察、『歴史学研究』503、1982年4月、等。
- 49 「内鮮一体の強化徹底に関する件」、『日帝下支配政策資料集』第16巻（高麗書林、1993年）、16ページ。
- 50 「朝鮮総督府時局対策調査会会議録」、日帝下支配政策資料集』第16巻（高麗書林、1993年）、363ページ。韓主復の発言である。
- 51 例えばその代表的な例として、中村哲『植民地統治法の基本問題』（日本評論社、1943年）がある。当時の日本における植民地法制研究の第一人者であった中村のこの著作は、広告が多くの新聞に掲載される（『朝日新聞』1943年9月18日、等）などしており、その表題に「植民地」と言う語が用いられた事が大きな問題になった形跡は存在しない。
- 52 『朝日新聞』1940年2月19日。
- 53 『朝日新聞』1942年2月14日、3月13日、1943年9月18日。
- 54 「植民地に於ける家畜傳染病關係統計表」、農林省農政局編『家畜衛生統計：第17次』（農林省農政局、1943年）。
- 55 日本銀行調査局編『第七十三回帝国議会上に提出さるゝ昭和十三年度予算綱要』（日本銀行調査局、1938年）。
- 56 外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要』、1-2ページ。尚、傍点や用語の英訳は原典の通りである。
- 57 拓務省の新設に関わる主要な研究としては、清水秀子「拓務省設置問題」、『歴史教育』15(1)、1967年1月、加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索：拓務省設置問題の考察」、『東アジア近代史』創刊号、1998年3月、井上将文「戦前二大政党制と拓務省問題：東郷

- 実を中心として」、『ヒストリア』260、2017年2月。また、岡本真稀子『植民地官僚の政治史』。
- 58 清水秀子「拓務省設置問題」、加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索」。
- 59 岡本真稀子『植民地官僚の政治史』。同書は「倉富勇三郎日記」に依拠しながら、拓務省設置に至るまでの過程を詳細に分析している。
- 60 岡本真稀子『植民地官僚の政治史』、90-92ページ。
- 61 『朝日新聞』1929年4月14日。
- 62 岡本真稀子『植民地官僚の政治史』、826-828ページ。
- 63 同上、93ページ。
- 64 姜在彦『朝鮮近代史』（平凡社選書、1986年）、202ページ。
- 65 『枢密院会議議事録』51（東京大学出版会、1992年）、249ページ。尚、田中は田中義一、石黒は石黒忠恵である。
- 66 外務省条約局第三課編『外地法令制度の概要』、1ページ。
- 67 この様な言説については、例えば、朝鮮総督府編『増補朝鮮総督府三十年史』の各所。
- 68 「第7回国会：参議院予算委員会」16、昭和25年3月17日、国会会議録検索システム、<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=100715261X01619500317¤t=5>（最終確認2020年9月26日）。

From “Colonies” to “Oversea Territories”: Discourse on colonization in Imperial Japan

KIMURA Kan*

Abstract

“Japan did not rule Korea and Taiwan as colonies, but treated the area as an extension of the mainland. Different from Western imperial powers, the Japanese Empire was fair and never discriminative. We were all equal under our great emperor.”

As a sense of nationalism is reemerging in Japan, older nationalistic discourse is becoming influential on Japanese society once again. This discourse originated during the imperial period and was powerful under the “total war system” the country pursued during World War II. This is a revival of the imperial mindset and shows how tightly today’s Japanese nationalist discourse is linked to that of the past.

There is no doubt that the systems for ruling over Korea and Taiwan were products of the Japanese regime’s enthusiastic study of Western powers’ colonial policies. This makes it almost impossible to find major differences between the Japanese and Western empires’ approaches to colonial rule. With this in mind, what prompted the Japanese people to form this understanding of colonial rule, and how was this important for Japanese nationalism?

This study aims to identify the development process of Japan’s “nationalistic discourse to deny colonialism.” The terms “colony” and “colonial rule” were not seen as negative ones for Japanese people of the 1890s. Instead, the acquisition of Japan’s first “colony,” Taiwan, was regarded as proof that Japan had finally attained the status of an imperial power on par with those in the West. Hence, the terms were welcomed and met with very positive understandings.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

Despite the Japanese people's positive views of colonialism, they still had to face the realities of colonial rule. Around 1920, in the face of condemnation against their discriminatory treatment of local people, colonial rulers in Japan were forced to adopt appeasement policies related to local societies. During this time, those in power started to avoid using the word "colony" to describe these regions, because it had discriminatory connotations. Instead, they used the term "oversea territories" in place of "colonies," and soon the practice spread throughout Japanese society.

In the 1930s, "Pan-Asianism" was used in war-time propaganda to justify the Japanese avoidance of the terms "colony" and "colonial rule" as they related to Korea and Taiwan. Namely, Japanese officials insisted that the Empire of Japan had never treated the areas as colonies, but rather that they were under the divine mercy of the emperor, who saw all people in the empire equally as his "imperial babies." They maintained that this was a major difference between the Empire of Japan and Western powers, and that it was one of the reasons to be proud of being Japanese. This explains why the nationalist discourse of denying colonialism was influential in Japan, since it was one of the logical attempts to explain the country's superiority to Western nations.